

東朋香芝病院診療報酬不正請求等に関わる訴訟の状況について

1. 県に対する訴え（原告：医療法人 医仁会）

（1）経緯

平成24年12月21日 医療法人医仁会が医療法人気象会から東朋香芝病院の事業譲渡を受けたいとして事前協議書を持参したが、県は受け取りを拒否。

平成25年 3月27日 医療法人医仁会が病院開設許可申請書を持参したが、県は受け取りを拒否。

（2）第1審（奈良地方裁判所）

①提訴（平成25年6月14日）

- 請求内容
- ・ 平成25年3月27日付け病院開設許可申請につき何らの処分をしないことは違法であることを確認する。
 - ・ 同病院開設許可申請に対する病院開設許可処分をせよ。

②口頭弁論

- 第1回 平成25年 7月11日
第2回 平成25年 8月27日（結審）

③判決（平成25年10月31日）

- 判決内容
- ・ 原告の請求をいずれも棄却する。
- 判決理由
- ・ 原告が県の行政指導を拒絶する旨を明示していることを考慮しても、県が原告に対して本件申請に対して処分をせず、協議その他の行政指導を行うことは社会通念上合理的なものと認められ、このような協議の必要性がないとは解されない。等

（3）控訴審（大阪高等裁判所）

①提訴（平成25年11月7日）

- 請求内容
- ・ 原判決を取り消せ。
 - ・ 処分行政庁が、病院開設許可申請について、何らの処分もしないことが違法であることを確認する。
 - ・ 処分行政庁は、病院開設許可申請に係る病院の開設を許可する旨の処分をせよ。

②口頭弁論

- 第1回 平成26年 2月14日
第2回 平成26年 3月26日（予定）

（4）仮の義務付けの申立て

①申立て（奈良地方裁判所）（平成25年8月16日）

- 申立内容
- ・ 病院開設許可申請に対する仮の病院開設許可処分をせよ。

②決定（平成25年9月30日）

- 決定内容
- ・ 申し立てを却下する。

決定理由 ・ 本件申請に対する許可処分がされないことによって申立て人が被る不利益が償うことのできない損害に該当するとは認められない。等

③即時抗告（大阪高等裁判所）（平成25年10月9日）

抗告内容 ・ 原決定を取り消し、病院開設許可申請に対する仮の病院開設許可処分をせよ。

④即時抗告に対する決定（平成26年1月15日）

決定内容 ・ 抗告を棄却する。

決定理由 原決定の理由に補足し、
・ 執行停止により一時的にせよ気象会が東朋香芝病院を運営することが担保されている以上、重ねて本件申請について許可処分をすべき緊急の必要性があるとはいえない。等

2. 近畿厚生局に対する訴え（原告：医療法人 気象会）

（1）経緯

平成25年 6月20日 近畿厚生局長が医療法人気象会東朋香芝病院に対し、保健医療機関の指定を平成25年10月1日をもって取り消す旨の処分を実施。

（2）第1審（大阪地方裁判所）

①提訴（平成25年6月27日）

請求内容 ・ 平成25年6月20日付けでした東朋香芝病院の保健医療機関の指定を同年10月1日をもって取り消す旨の処分を取り消せ。

②口頭弁論

第1回 平成25年 9月 2日
第2回 平成25年11月 7日
第3回 平成26年 1月22日
第4回 平成26年 4月23日（予定）

（3）執行停止の申立て

①申立て（大阪地方裁判所）（平成25年6月27日）

申立内容 ・ 東朋香芝病院の保健医療機関の指定を平成25年10月1日をもって取り消す旨の処分の効力は、本案判決が確定するまで停止することを求める。

②決定（平成25年8月15日）

決定内容 ・ 平成25年6月20日付けでした東朋香芝病院の保健医療機関の指定を同年10月1日をもって取り消す旨の処分の効力は、第1審判決言い渡し後60日が経過する日まで停止する。